

3. 日本滞在に係る手続き

1. 市役所での手続き

(1) 住民登録

90日以上日本に滞在する予定の外国人は、日本国内での住所を決定してから14日以内に、住んでいるところの市役所等で住民登録の手続きをしなければなりません。

日本国内で住所を変えるたびに、引っ越し後14日以内に、住所変更を市役所に知らせて、在留カードに最新の住所を裏書きしてもらう必要があります。

1) 登録手続きについて

自分で、住んでいるところの市役所等に行き、手続きをします。

初めて日本に来た人や、長い間日本を離れていた人は、パスポート・在留カードを持参し、住民登録をします。

在留カードに書かれていること（住所、在留資格の種類、在留期間等）が変わった場合は14日以内に住んでいるところの市役所等に届けなければいけません。

2) 住民票

子どもを学校に入学させる手続き等の時には、「住民票」が必要です。発行してもらうには、在留カードと手数料（長岡市役所の場合300円）が必要です。

外国人住民の場合、在留資格や在留期間、国籍等は申し出ないと記載されないの、発行申請時には注意してください。

(2) マイナンバー（社会保障・税番号）

3か月を超えて在留することが認められた留学生には、住民登録をした市役所から12桁のマイナンバーが書かれた「個人番号通知書」が送付されてきます。

受け取ったら、以下のことに注意してください。

- ・捨てたり紛失したりせず、大切に保管すること。
- ・他人に見せたり、貸したりしないこと。
- ・収入に関わるアルバイトなどの活動をするときに、その番号の提出を求められた場合には、番号を知らせること。なお、大学でTAやRAなどの業務をする際はマイナンバー入りの住民票またはマイナンバーカードのコピーの提出が必要です。マイナンバーカードを申請したい場合は右のQRコードをご覧ください。
- ・マイナンバーは生涯で1つです。注意して、保管してください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/>



(3) 国民健康保険

日本は「国民皆保険制度」のため、在留期間が3か月以上の予定の留学生は、家族も含めて国民健康保険に入らなければなりません。加入手続は、市役所で行うことができます。支払いは転入届提出日から計算されます。月の最終日に転入の場合にもひと月分が加算されます。帰国したり、日本で就職したりする場合は、保険証を持参し市役所で健康保険の脱退手続きを行ってください。

1) 保険料

保険料は住んでいる市町村によって異なり、世帯の人数や収入等によっても変わります。また、収入の無い人に対しては保険料割引の制度があります。

保険料は4月から翌3月までの年度ごとに、前年の収入額に基づいて計算されます。年間の保険料が確定するのは、その年の7月です。6月に所得を確認する書類が届きます。期限内に必ず返送してください。もし忘れてしまったら市役所にすぐ連絡してください。4月から6月の間は保険料の支払い請求はなく、7月から翌3月までの9回に分けて1年分を納入します。無収入・単身の留学生の場合、保険料は年間およそ18,000円前後です。

2)健康保険証

加入すると「国民健康保険被保険者証」が届きます。1人に1枚のカード様式です。病気やけがの治療を医療機関で受けに行くときに、この保険証を持参し提示することで、支払いが少なく済みます。

医療機関で支払う金額は、実際の医療費の30%だけで済みます。子供はさらに「受給者証」を一緒に提示することで一部負担金のみの支払いで済みます。市役所で申請手続きをして下さい。

3)保険給付の種類(一部)

- **高額療養費** 1か月分の医療費が年齢、所得に応じた自己負担限度額を超えたとき、申請すると超過分が戻ってきます。
- **海外療養費** 一時帰国中などに、海外の医療機関で医療を受けたとき、日本に帰国後申請して、医療費の一部が払い戻しされる制度です。実際に支払った金額ではなく、日本で保険診療とされている部分だけに対する返金です。出発前に、必要な書類の準備をした方がよいでしょう。
- **出産育児一時金** 赤ちゃんを出産した場合、市から助成金が出ますので、病院で申し込んで下さい。出産費用が助成金を超えた場合、費用の残りは実費となりますが、下回れば差額を受け取ることができます。一時帰国をして母国で出産をした場合は、日本に戻ってから支給の申請をします。ただし、国民健康保険に加入し続けていることが条件です。

(4)国民年金制度

日本国内に住民登録をしている20歳以上60歳未満の人はすべて、年金制度に加入しなければいけません。

1) 学生納付特例制度・申請免除制度

学生は、国民年金制度に入ります。

正規生は加入の際に、在学中の保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」に申請可能です。学生証または在学証明書を提出する必要があります。

非正規生(3ヶ月以上日本に滞在する)は、免除を申請することが可能です。

どちらの制度も、在学期間中は毎年、更新の手続きをしなければなりません。手続の書類は、毎年2月頃に郵送されて来ます。翌年度も学生として在籍する人は、送付で届く書類に記入後、3月末までに返送し、申告してください。新しく日本に入国した人は、住民登録をした際に入国日を確認され、入国日付で年金加入者となります。

納入猶予や免除によって支払いをしない皆さんにも、加入から1か月半から2か月で青色の年金手帳が郵送で届きます。紛失しないよう大事に保管してください。

免除申請の手続きには2~3か月かかります。その間に納付書が届くことがありますが、申請の結果が届くまで支払いは不要です。

2) 母国へ帰国時の返金について

年金制度を6か月以上支払った人が帰国等するときは、それまで支払った年金保険料の払い戻し請求をすることができます。手続きに必要な書類は長岡年金事務所にあります。

2. 在留手続き

(1) 在留資格認定証明書 (CoE)

大使館等での留学ビザ申請時に必要な書類です。

海外在住の入学予定者のために、長岡技術科学大学が出入国在留管理庁に代理で申請します。発行まで2か月程度かかります。

2023年3月17日より、CoEを電子メールで受け取ることが可能になりました。大学でCoEを受け取りましたら、入学予定者に電子メールを転送します。この電子メールを提示することで、査証申請及び上陸申請を行うことが可能になりました。

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/10_00136.html



【注意点】

*有効期限は3か月です。発行日から3か月以内に日本に入国しなければなりません。

*日本上陸時の入国審査でCoE（電子メール）を提示する必要があります。紛失しないください。

*国費留学生は、この証明書は必要ありません。

(2) 留学ビザ (査証) の申請と取得

留学ビザは、日本に入国する前に各国の日本大使館（または日本領事館）に自分で申請します。

「在留資格認定証明書」（電子メール）を取得後、申請してください。必要な書類は異なるので、各日本大使館に確認ください。パスポートに写真付きで貼付され、発行されます。

(3) 在留カードの交付

3か月以上の滞在が許可され、「短期滞在」以外（「留学」や「家族滞在」など）の在留資格をもって入国した外国人には、「在留カード」が発行されます。

新規で上陸許可された時点ですぐに在留カードの交付が可能なのは、成田空港、羽田空港ほか、計7港だけです。新潟空港から入国する場合など、その場で在留カードが交付されない際には、パスポートに「在留カード後日交付」というスタンプが押されます。住所を決めたら14日以内に市役所等に転入届を出してください。後日（10日程度で）、その住所へ出入国在留管理庁から在留カードが郵送で届きます。

漢字の氏名がある人は、アルファベットに加えて漢字も在留カードに表記されるよう後日申請することが可能です。

在留カードは、常に携帯してください。

入国審査官、入国警備官、警察官等から在留カードを見せるように言われた場合は、提示しなければなりません。携帯していないと20万円以下の罰金、提示を拒むと1年以下の懲役または20万円以下の罰金の処分を受ける場合があります。

◆ 在留カードの再発行

在留カードをなくした場合は、紛失を知った日から14日以内に出入国在留管理庁に在留カードの再発行を申請してください。その際、警察に紛失の経緯を届け出て遺失届の「受理番号」を控えておくことが必要です。

(4) 在留期間の更新

在留期間が満了する日までに、期間更新の手続を行ってください。更新申請は、在留期間満了日の約3か月前から受け付け可能です。在留期間を超えて不法に残留した場合は、退去強制等、処罰の対象となりますのでご注意ください。留学生支援係が留学生の代わりに出入国在留管理庁に行き、申請することも可能です。

【 必要な書類等 】

1) 在留期間更新許可申請書(手書き不可)

様式は留学生支援係のウェブサイトからダウンロードし、記入してください。

https://www.nagaokaut.ac.jp/gakusei/ryugaku_shien/ryugakusei/immigration.html#cmsEA70D

「所属機関等作成用」の用紙は大学が作成しますので、申請者は留学生支援係に申し出てください。

修正は二重線を引いてください。修正ペンやテープを使ってはいけません。

* 写真は6か月以内に撮影されたもの。現在の在留カードと同じ写真は使用できません。



2) 在学証明書(非正規生は在学期間証明書)

正規生は学生証を使って各自証明書自動発行機から、非正規生は学務課教務情報担当に申請して取得。

*これから大学院に進学する学生：合格通知書、修了見込証明書も必要です。

*B1/M1/GD1/D1の学生およびB3(高専から)の学生：前の課程の卒業・修了証明書と前の課程の成績証明書も必要です。

* 大学に入学する前に日本語学校に在籍していた人：日本語学校の卒業証明書、成績証明書と出席証明書

3) 正規生は学業成績証明書、研究生は研究内容証明書

正規生は証明書自動発行機で発行できます。研究生は留学生支援係が発行します。

4) 旅券(パスポート)原本

5) 在留カード原本

6) 奨学金受給証明書 (奨学金などを受けている人のみ)

各奨学財団に直接申請書の発行を申請する必要がある場合もあります。

国費またはJASSO奨学金に関しては、留学生支援係が発行しますので早めに申請してください。

7) 留年者

・先生からの意見書

・自分で作成した留年の理由書 (様式は自由ですが、留学生支援係にサンプルがあります。)

意見書と理由書の卒業/修了までの期間は、同じである必要があります。

8) 在留カード漢字氏名表記届出書

様式は留学生支援係のウェブサイトからダウンロードしてください。

新しく在留カードに漢字氏名を加えて表記してほしい人は、アルファベットに加えて漢字も表記されるよう申請することが可能です。一度申請すれば、在留期間更新をするたびに申請しなくても、自動的に継続されます。

(5) 資格外活動許可 (アルバイト)

留学生が学費や生活費の補助のためにアルバイト等を行う場合は、資格外活動許可を得て働くことができます。許可を受けずに資格外活動を行っていると認められる場合、処罰 (退去強制等) の対象となりますので、注意してください。

アルバイトをしたい場合は、指導教員またはクラス担当からの許可が必要です。

【必要な書類等】

- 1) **資格外活動許可申請書** (所定の様式) : 用紙は出入国在留管理庁のウェブサイトあるいは留学生支援系のウェブサイトからダウンロードし、記入してください。
https://www.nagaokaut.ac.jp/gakusei/ryugaku_shien/ryugakusei/immigration.html#cmsD45FD
- 2) **旅券(パスポート)と在留カード**
- 3) **指導教員の同意書** (所定の様式) : 留学生支援系のウェブサイトからダウンロードし、記入してください。

- 許可される時間は、**1週間に28時間以内**です。
- 夏・冬・春の大学の**長期休業中は1日に8時間以内**です。
- 休学中はアルバイトできません。入国管理法違反で処分されます。
- 制限時間を超えてアルバイトを行うことは、処罰 (退去強制等) の対象となりますので、注意してください。風俗営業及び風俗関連内容が含まれる職務も禁止されています。
- アルバイトの情報は、就職支援係 (内線9251/9252) で閲覧できます。
- 学内でTA・RAをする際には、必要とされていません。
- 近隣の小中学校等の企画する国際交流事業に参加し、謝金を受け取る場合は、この許可が必要です。
- 家族の方も資格外活動許可を得ることによって、アルバイトなどを最大1週間28時間許可されていますが、留学生と違い、大学が長期休業中でも1週間28時間以内です。留学生の場合と許可時間等が違いますので、注意してください。
家族の方は資格外活動許可を自分で申請をしてください。
- 実務訓練やインターンシップ等で企業に働き、会社から手当が支給される場合は特別な資格外活動許可が必要となります。実務訓練やインターンシップ等に行く予定の人は必ず留学生支援係に問い合わせてください。* (7) 参照



3か月以上の「留学」資格で滞在が許可された**新規入国者に限って、到着時に空港にて資格外活動許可 (アルバイト許可) の申請ができます。**申請書は出入国在留管理庁のウェブサイトからダウンロードできます。

地域の各種団体・教育機関からの国際交流事業への参加を希望している人は、謝金を受け取る際に必要になるため、資格外活動許可を持っておくことをお勧めします。

(6) 資格外活動許可 (インターンシップ)

会社から報酬 (日当) をもらう場合は特別な資格外活動許可が必要になります。

- アルバイトをするために必要となる資格外活動許可とは別の資格です。
- 報酬 (日当) をもらわず、交通費、食事代等の実費のみが支払われる場合はこの特別な資格外活動許可は不要です。
- 特別な資格外活動許可は取得するのに時間がかかりますので、インターンシップに参加する前に留学支援係にお問い合わせください。

インターンシップに参加する前にはインターンシップ参加届を提出してください。

(B4学生が行う実務訓練は除きます。)

https://www.nagaokaut.ac.jp/gakusei/ryugaku_shien/ryugakusei/kokusai202210.html



(7) 在留資格の変更

卒業・修了後や退学して日本国内に就職する場合は、申請者本人が出入国在留管理庁に行って在留資格の変更手続きしてください。ただし、在留資格の変更は、申請すれば誰でも必ず許可されるものではありません。

卒業・修了したにもかかわらず、在留期間が残っているからといって「留学」の在留資格のまま日本に滞在することは法律違反です。退去強制等、処罰の対象となりますので注意してください。

◆ 就職の場合

【留学生が準備する書類等】

就職先・仕事の内容によって必要な書類が異なりますので、必ず出入国在留管理庁のウェブサイトを確認し、雇用企業等に問い合わせてください。

- 1) **在留資格変更許可申請書** (所定の様式)
用紙は出入国在留管理庁のウェブサイトから取得できます。
「所属機関等作成用」は、雇用企業等が作成します。
https://www.nagaokaut.ac.jp/gakusei/ryugaku_shien/ryugakusei/immigration.html#cms813DB
- 2) **旅券(パスポート)原本および在留カード原本**
- 3) **卒業証明書**又は卒業見込証明書
申請は、卒業見込み証明書で受付が可能です。許可時には、卒業後に発行される卒業証明書が必要です。
- 4) **収入印紙** 4,000円 変更が許可された時に支払う手数料です。



【雇用企業が準備する書類】

企業の規模や仕事の内容によって求められる資料が異なります。

(四季報の写し、前年度の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の写し、登記事項証明書、定款の写し、会社案内、直近年度の決算書、雇用契約書の写し、履歴書など)

このほかに出入国在留管理庁から追加資料を求められることもあります。

◆ 日本で就職活動を行う場合：特定活動ビザ

卒業後も日本で就職活動を続ける場合、「特定活動」ビザで約6か月間日本に滞在することができます。さらに1回に限り、6か月間の在留期間更新許可申請を行うことができます。申請は申請者本人が、在学期間が終了する前に、出入国在留管理庁に行って手続きをします。研究生や交換留学生の非正規生は対象外です。就職活動のための特定活動ビザ申請には、大学からの推薦状を必要としますので、申請の前に留学生支援係に相談してください。

特定活動期間中は資格外活動(アルバイト)ができますが、そのためには資格外活動許可も同時に申請する必要があります。この場合も許可される制限時間は1週間に28時間以内です。

【必要な書類等】

https://www.nagaokaut.ac.jp/gakusei/ryugaku_shien/ryugakusei/immigration.html#cmsAD646

- 1) 在留資格変更許可申請書
- 2) パスポートと在留カード
- 3) 銀行の通帳など、在留中の経費支弁能力を証明する書類
- 4) 卒業・修了証明書または卒業・修了見込証明書
- 5) 大学からの継続就職活動についての推薦状。留学生支援係で作成、3~4日かかります。
*継続就職活動についての推薦状交付願を留学生支援係に提出(指導教員の認印が必要)
- 6) 就職活動を行っていることを示す資料(企業情報、結果通知、メールなど)
- 7) 4,000円の収入印紙



*大学がアパートの連帯保証人を続けることはできません。また、本学の連帯保証人制度を利用してアパートを借りている他の留学生との同居もできません。補償が無効になってしまいます。

(8) 家族の同行・呼び寄せ

◆ 家族滞在ビザの CoE 申請

配偶者や子どもがいる場合は、日本から留学生本人が「**家族滞在**」という在留資格を申請して、家族を日本に呼ぶことができます。CoEの申請には時間がかかります。

【必要な書類等】

- 1) **在留資格認定証明書交付申請書**（所定の様式）用紙は出入国在留管理庁のウェブサイトからダウンロードできます。
https://www.nagaokaut.ac.jp/gakusei/ryugaku_shien/ryugakusei/immigration.html#cmsAC5CE
- 2) **写真**（縦4cm×横3cm）1枚
- 3) **結婚証明書や出生証明書**などのコピー（あなたとの身分関係を証明する文書）
- 4) あなたの**在留カード、旅券**（パスポート）のコピー
- 5) あなたの**在学証明書**
- 6) あなたの**収入**を証明する文書
奨学金を受給している人は、その証明書を発行してもらってください。
- 7) **返信用封筒**（長3形）あなたの住所・氏名を記入し、434円分の切手を貼ってください。
- 8) **銀行通帳** 提示を求められる場合もありますので、出入国在留管理庁に持参してください。



◆ 子どもの出生

日本で子どもが生まれたときは、次の手続きを行ってください。

- 1) **出生届**（出生日から14日以内、市役所）
手続きには、出生証明書（医師が作成）、母子健康手帳などが必要です。
- 2) **在留資格の取得**（出生の日から30日以内、出入国在留管理庁）
手続きには出生届の受理証明書（市役所等が発行）、母子健康手帳、あなたの在留カード、旅券（パスポート）などが必要です。
- 3) **住民登録**（市役所）
- 4) **子どもの医療費助成制度**（市役所）
子どもに対して、高校卒業（18才）まで医療費助成があります。
- 5) **児童手当の申請**（市役所）
中学校終了前の子どもを持つ保護者は、子ども一人に対して1か月に5,000～15,000円の手当が支給されます。「現況届」の提出が必要な方には送付されます。受け取りは、2月、6月、10月の年3回に4か月分ずつの手当てが口座に振り込まれます。
- 6) **国民健康保険の加入**（市役所）詳細は19ページを参照。
生まれた子どもを国民健康保険に加入させたいときは、手続き3)4)5)と同時に市役所等で手続きしてください。また、母親が国民健康保険に加入している場合は、出産育児一時金が支給されますので、一緒に申請してください。
- 7) **旅券**（パスポート）の取得（それぞれの国の在日大使館または領事館）

◆ 子どもの教育

日本で同居する子どもは日本の教育機関に入学させることができます。

● 保育園

両親が共に働いているなどの理由で、昼間家で子どもの面倒を見ることができない場合、子どもを保育園に通わせることができます。手続きは、長岡市役所児童福祉課に問い合わせてください。

手続きの時に、両親が昼間子どもの面倒を見ることができないということの証明が必要です。保育料は、収入によって変わります。追加費用が必要な場合もあります。

● 幼稚園

小学校に入学する前の子供は、幼稚園に通うことができます。入園料・保育料は、収入に関係なく決まっています。直接、各幼稚園に問い合わせてください。

● 小学校・中学校

小中学校教育は義務教育です。公立であれば、住んでいるところで学校が決まります。入学の手続きについては、教育委員会へ問い合わせてください。国公立小中学校では、授業料や教科書代は不要ですが、給食費や教材費は必要です。

(9) 一時出国・再入国

有効なパスポートと在留カードを持っていて、日本を出国後1年以内に日本に再入国する場合は、出入国在留管理庁で再入国許可を受ける必要はありません。

出国する時に、パスポートと在留カードを提示し、EDカード（再入国出入国記録カード）の「一時的な出国であり、再入国する予定です」の欄にチェックするだけで、再入国が可能です。

【注意】 出国後、在留期限が海外で切れると、在留資格は無効となり留学ビザを取りなおさなければいけなくなります。また、1年を超えて再入国する予定の人は、事前に出入国在留管理庁で「再入国許可申請」をしなければなりません。

◆ 旅行届

私的な旅行を含めて、海外に渡航する人は、指導教員に行き先と期間を伝え、事前に必ずLiveCampusから「海外渡航届」を登録してください。

これは、渡航中の皆さんとの緊急連絡に備えたものです。

<https://vos-lc-web01.nagaokaut.ac.jp/portalv2/sp?hl=ja>



(10) 在留資格の取り消し（入管法第22条の4）

在留資格の取消しとは、本邦に在留する外国人が、偽りその他不正の手段により上陸許可の証印等を受けた場合や、在留資格に基づく本来の活動を一定期間行わないで在留していた場合などに、当該外国人の在留資格を取り消す制度です。

たとえば留学の在留資格をもって在留する者が、当該在留資格に係る活動を継続して3か月以上行っていない場合、現に有する在留資格が取り消されます（ただし、当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除きます。）

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/torikeshi_00002.html

